

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により一関市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成20年9月5日

県南広域振興局長 勝 部 修

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスポ一関 一関市中里字在家11番地1ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 大和リース株式会社
- 3 一関市から聴取した意見の概要

街並みづくり等への配慮等

屋外広告物について、当該地区の景観を著しく阻害することがないように位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材について周辺の街並みに調和させ、特に色彩については、けばけばしくならないよう計画されたい。

備考 本公告に係る一関市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間県南広域振興局経営企画部及び一関市役所に備えておいて縦覧に供する。